

社会福祉法人郡山双葉会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人郡山双葉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第25条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員と評議員を併せたものをいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、評議員会の承認を得た上で、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬（定款第9条で定める金額の範囲内で支給）

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間180万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間45万円以内とする。
- 3 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。
- 4 個々の評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席やその他の法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。ただし、法人・施設運営に関して相当する業務の状況により、月額をまとめて支給することもできる。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬と、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった積立金等を

控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が県外出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月26日より施行する。

別表第1（非常勤役員の報酬）

（1）理事

区 分	日 額
理事会・評議員会等会議の出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円

（2）監事

区 分	日 額
監事監査への出席	15,000円
理事会・評議員会等会議の出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円

（3）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	7,000円